

Google広告データ管理者間のデータ保護規約 (Google Ads Controller-Controller Data Protection Terms)

Google および本規約に同意いただいた相手方当事者（以下、「お客様」といいます。）は、データ管理者サービスの提供に関する契約（以下、その時々における変更を含め、「本契約」といいます。）を締結しています。

以下の本Google 広告データ管理者間のデータ保護規約（以下、別紙とあわせて「本データ管理者規約」といいます。）は、Google とお客様との間で締結され、本契約を補足するものです。本データ管理者規約は、本規約効力発生日をもって効力が生じ、同日以降、その目的事項に関連してそれまでに適用されていた規約に置き換わります。

あなたが、お客様に代わって本データ管理者規約を承諾される場合、あなたは、次の事項を保証するものとします：(a) ご自身が、お客様を本データ管理者規約に拘束する完全な法的権限を有すること；(b) ご自身が、本データ管理者規約を読み、理解していること；および(c) ご自身が、お客様を代表して本データ管理者規約に同意すること。あなたにお客様を拘束する法的権限がない場合には、本データ管理者規約を承諾しないでください。

1. はじめに

本データ管理者規約は、欧州データ保護法および一定の欧州以外のデータ保護法に関する一定のデータの処理に関する当事者間の合意の内容を定めています。

2. 定義及び解釈

2.1 本データ管理者規約において、以下の文言および表現の意味内容は、以下のとおりとします。

「**欧州以外のデータ保護法に関する追加規約**」とは、別紙1で参照される追加の規約であって、一定の欧州以外のデータ保護法に関する一定のデータの処理に適用される規約に関する両当事者の合意を反映するものをいいます。

「**十分性認定国**」とは、以下に定めるものをいいます：

- (a) EUのGDPRに従って処理されるデータについて： EEA、またはEUのGDPRに基づく十分性認定を受けている国若しくは地域；
- (b) イギリスのGDPRに従って処理されるデータについて： イギリス、またはイギリスのGDPRおよび2018年データ保護法に基づく十分性認定を受けている国

もしくは地域、ならびに/または

- (c) スイスのFDPAに従って処理されるデータについて； スイス、または(i) スイス連邦データ保護・情報コミッショナーによって公表される法律により十分なデータ保護水準が確保されている国家の一覧に掲載されているか、もしくは(ii) スイスのFDPAに基づきスイス連邦評議会による十分性認定を受けている国もしくは地域。

「関連会社」とは、直接・間接を問わず、ある当事者を支配し、ある当事者により支配され、またはある当事者と共通の支配下にある事業体をいいます。

「代替移転ソリューション」とは、欧州データ保護法に従った個人データの第三国への適法な移転を可能にする、データ管理者SCCs以外のソリューション（例えば、参加法人が十分性認定を受けていることが認められているデータ保護フレームワークなど）をいいます。

「データ管理者データ主体」とは、データ管理者個人データに係るデータ主体をいいます。

「データ管理者個人データ」とは、データ管理者サービスの提供または使用（該当するもの）に関連して、本契約に基づき当事者が処理する個人データをいいます。

「データ管理者SCCs」とは、business.safety.google/adscontrollerterms/sccs/c2cに規定される規約をいいます。

「データ管理者サービス」とは、business.safety.google/adsservicesに記載される、該当するサービスをいいます。

「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。

「最終データ管理者」とは、各当事者について、データ管理者個人データの最終的な管理者をいいます。

「EU の GDPR」とは、個人情報の処理および個人情報の自由な移動に対する自然人の保護を目的として、EUデータ保護指令（Directive 95/46/EC）に代わり、2016年4月27日に欧州議会および理事会によって採択されたEU一般データ保護規則（規則(EU)2016/679）をいいます。

「欧州データ管理者個人データ」とは、EEAまたはスイスに所在するデータ管理者データ主体のデータ管理者個人データをいいます。

「欧州データ保護法」とは、場合により(a) GDPRおよび/または(b) スイスのFDPAをいいます。

「欧州の法令」とは、(a) EUまたはEU加盟国の法令（EUのGDPRがデータ管理者個人データの処理に適用される場合）、および(b) イギリスまたはイギリスの一部の法令（イギリスのGDPRがデータ管理者個人データの処理に適用される場合）をいいます。

「GDPR」とは、(a) EU の GDPR および/または (b) イギリスの GDPR をいいます。

「Google」とは、本契約においてお客様の相手方となるGoogle 法人をいいます。

「Google 最終データ管理者」とは、Google が処理するデータ管理者個人データの最終データ管理者をいいます。

「Google 法人」とは、Google LLC（旧称Google Inc.）、Google Ireland Limited、ならびにGoogle LLCのその他の関連会社をいいます。

「欧州以外のデータ保護法」とは、EEA、スイスおよびイギリス以外において有効なデータ保護またはプライバシーに関する法律をいいます。

「許容される欧州移転」とは、十分性認定国内におけるデータ管理者個人データの処理、または十分性認定国へのデータ管理者個人データの移転をいいます。

「制限される欧州移転」とは、(a) 欧州データ保護法の対象となり、かつ(b) 許容される欧州移転に該当しない、データ管理者個人データの移転をいいます。

「スイスのFDPA」とは、1992年6月19日の（スイスの）連邦データ保護法をいいます。

「本規約効力発生日」とは、場合により次のいずれかをいいます：

- (a) 2018年5月25日（同日以前に、お客様が本データ管理者規約を承諾するためにクリックしたか、両当事者がその他の方法により当該規約に合意した場合）；
または
- (b) お客様が本データ管理者規約を承諾するためにクリックしたか、両当事者がその他の方法により当該規約に合意した日（かかる日が、2018年5月25日より後である場合）。

「イギリスのデータ管理者個人データ」とは、イギリスに所在するデータ管理者データ主体のデータ管理者個人データをいいます。

「イギリスのGDPR」とは、イギリスの2018年欧州連合離脱法に基づき、欧州のGDPRを修正しイギリスの法令に組み込んだもの、および同法に基づく適用ある二次的な法律をいいます。

- 2.2 本データ管理者規約において用いられる「データ管理者」（controller）、「データ主体」（data subject）、「個人データ」（personal data）、「処理」（processing）、「データ処理者」（processor）は、いずれもGDPRにおいて定められた意味を有し、「データ輸入者」（data importer）および「データ輸出者」（data exporter）は、データ管理者SCCsにおいて定められた意味を有します。
- 2.3 「含む」および「含んでいる」とは、「限定なく含んでいる」ことを意味します。本データ管理者規約中の例は、あくまで例示であり、特定の概念の唯一の例ではありません。
- 2.4 本データ管理者規約において言及されている法的枠組み、法令その他の制定法は、改正または再制定があった場合、最新のものを指すものとします。
- 2.5 本データ管理者規約の翻訳版と英語版との間に齟齬がある範囲において、英語版が適用されるものとします。

3. 本データ管理者規約の適用

3.1 欧州データ保護法の適用

第4条（処理に関する役割及び制限）乃至第6条（データ管理者SCCs）は、欧州データ保護法がデータ管理者個人データの処理に適用される限りにおいて、適用されます。

3.2 データ管理者サービスへの適用

本データ管理者規約は、両当事者が本データ管理者規約に合意したデータ管理者サービスのみに適用されます（例えば、(a) お客様が本データ管理者規約を承諾するためにクリックしたデータ管理者サービス；または(b) 本契約が参照により本データ管理者規約を組み込んでいる場合に、本契約の対象となるデータ管理者サービス）。

3.3 欧州以外のデータ保護法に関する追加規約の組込み

4. 処理に関する役割及び制限

4.1 独立したデータ管理者

第4.3条（最終データ管理者）に従うことを条件として、各当事者は、

- (a) 欧州データ保護法に基づくデータ管理者個人データの独立した管理者であり、
- (b) データ管理者個人データの処理の目的及び手段を個別に決定し、
- (c) データ管理者個人データの処理に関して、欧州データ保護法に基づき自己に適用される義務を遵守します。

4.2 処理に関する制限

第4.1条（独立したデータ管理者）は、本契約に基づきデータ管理者個人データを使用またはその他処理する各当事者の権利に対する制限に影響を及ぼしません。

4.3 最終データ管理者

本データ管理者規約に基づくいずれの当事者の義務も軽減することなく、各当事者は、(a) 他方当事者の関連会社または顧客が最終データ管理者である可能性があること、および(b) 他方当事者がその最終データ管理者の代わりにデータ処理者として行為することができるることを認めます。Google 最終データ管理者は、(i) Google が処理する欧州データ管理者個人データについては、Google Ireland Limited、また(ii) Google が処理するイギリスのデータ管理者個人データについては、Google LLCとします。各当事者は、その最終データ管理者が、（該当する場合は）データ管理者SCCsを含む、データ管理者規約に準拠することを確保します。

5. データの移転

5.1 制限される欧州移転

いずれの当事者も、欧州データ保護法における制限される欧州移転に関する規定を遵守する場合には、制限される欧州移転を行うことができます。

5.2 代替移転ソリューション

- (a) Google が、制限される欧州移転のために代替移転ソリューションを採用することを発表した場合、(i) Google は、当該制限される欧州移転が当該代替移転ソリューションに従って行われることを確保し、(ii) 当該制限される欧州移転には、第6条（データ管理者SCCs）は適用されません。
- (b) Google が、制限される欧州移転のために代替移転ソリューションを採用していない場合、またはもはや採用しないことをお客様に通知した場合、当該制限される欧州移転には、第6条（データ管理者SCCs）が適用されます。

6. データ管理者SCCs

6.1 お客様への欧州データ管理者個人データの移転

- (a) Google が欧州データ管理者個人データをお客様に移転し、かつ
- (b) 当該移転が、制限される欧州移転にあたる

限りにおいて、データ輸入者としてのお客様は、データ輸出者としてのGoogle Ireland Limited（該当するGoogle 最終データ管理者）との間で、データ管理者SCCsを締結したものとみなされ、当該移転は、データ管理者SCCsの対象となります。

6.2 お客様へのイギリスのデータ管理者個人データの移転

- (a) Google がイギリスのデータ管理者個人データをお客様に移転し、かつ
- (b) 当該移転が、制限される欧州移転である

限りにおいて、データ輸入者としてのお客様は、データ輸出者としてのGoogle LLC（該当するGoogle 最終データ管理者）との間で、データ管理者SCCsを締結したものとみなされ、当該移転は、データ管理者SCCsの対象となります。

6.3 Google への欧州データ管理者個人データの移転

両当事者は、お客様が欧州データ管理者個人データをGoogle に移転する限りにおいて、Google Ireland Limited（該当するGoogle 最終データ管理者）の住所が十分性認定国にあり、当該移転は許容される欧州移転であるため、データ管理者SCCsが要求されないことを認めるものとします。これは、第5.1条（制限される欧州移転）に基づくGoogle の義務には影響しません。

6.4 Google へのイギリスのデータ管理者個人データの移転

お客様がイギリスのデータ管理者個人データをGoogle に移転する限りにおいて、データ輸出者としてのお客様は、データ輸入者としてのGoogle LLC（該当するGoogle 最終データ管理者）との間で、データ管理者SCCを締結したものとみなされ、Google LLCの住所が十分性認定国にないため、当該移転は、データ管理者SCCsの対象となります。

6.5 Google への連絡及び顧客情報.

- (a) お客様は、データ管理者SCCsに関連して、<https://support.google.com/policies/troubleshooter/9009584> から、またはその他Google が隨時提供する手段により、Google Ireland Limitedおよび/またはGoogle LLCに連絡することができます。
- (b) お客様は、Google がデータ管理者SCCsに基づき、(i) データ輸入者（データ保護の責任を負う連絡担当者を含みます。）の身元及び連絡先の詳細、ならびに(ii) データ輸入者が実施する技術的及び組織的対策を含む、一定の情報を記録することを要求されることを認めるものとします。したがって、お客様は、要求された場合であってお客様が該当する場合、Google が提供する手段により、当該情報をGoogle に提供するものとし、提供されるすべての情報が正確かつ最新の状態に保たれるよう確保するものとします。

6.6 データ主体からの問い合わせへの対応

該当するデータ輸入者は、データ輸入者による該当するデータ管理者個人データの処理に関して、データ主体及び監督当局からの問い合わせに対応する責任を負います。

6.7 終了時のデータ削除

- (a) データ管理者SCCsに基づき、Google LLCがデータ輸入者として行為し、お客様がデータ輸出者として行為し、かつ
- (b) お客様がデータ管理者SCCs第16条(c)に従って本契約を解除する限りにおいて、データ管理者SCCs第16条(d)の目的において、お客様は、Googleに対し、データ管理者個人データを削除するよう指示し、欧州の法令において保存が要求されている場合を除き、Googleは、（Googleが当該データの独立したデータ管理者であること、ならびにデータ管理者サービスの性質及び機能性を考慮して）当該削除が合理的に可能な限りにおいて、合理的に実行可能な限り速やかに、当該削除を促進します。

7. 責任

7.1 責任の上限

- (a) 本契約にアメリカ合衆国のある州の法律が適用される場合には、本契約の別の定めにかかわらず、本データ管理者規約に基づくまたは関連した、一方当事者からの相手方当事者への責任総額は、本契約に基づき当該当事者の責任の上限として定められる特定の金額または支払額に基づき定める金額のうち上限の金額に限定されることになります（よって、本契約の責任限定からの補償に関する請求についての除外は、欧州データ保護法または欧州以外のデータ保護法に関連する本契約に基づく補償の請求には適用されません。）。
- (b) 本契約にアメリカ合衆国の州ではない法域の法律が適用される場合には、本データ管理者規約に基づくまたは関連した両当事者の責任は、本契約における除外および責任限定の規定に従うものとします。

7.2 データ管理者SCCsが適用される場合の責任

第6条（データ管理者SCCs）に基づきデータ管理者SCCsが適用される場合、責任総額は、本契約に基づき、もしくはそれに関連する、

- (a) お客様に対する、Google、Google LLCおよびGoogle Ireland Limitedの責任、ならびに
- (b) Google、Google LLC及びGoogle Ireland Limitedに対する、お客様の責任

の合計責任総額となります。統合されたデータ管理者SCCsには、第7.1条（責任の上限）が適用されます。データ管理者SCCsの第12条は、前の文に影響しません。

8. 第三者受益者

Google LLCおよび/またはGoogle Ireland Limitedが、本契約の当事者ではないが、第6条（データ管理者SCCs）に基づき該当するデータ管理者SCCsの当事者である場合、Google LLCおよび/またはGoogle Ireland Limited（該当する場合）は、第4.3条（最終データ管理者）、第6条（データ管理者SCCs）及び第7.2条（データ管理者SCCsが適用される場合の責任）の第三者受益者となります。本第8条（第三者受益者）が本契約の他の規定と矛盾し、または整合しない限りにおいては、本第8条（第三者受益者）が適用されることとします。

9. 本データ管理者規約の効果

9.1 優先順位

適用あるデータ管理者SCCs、欧州以外のデータ保護法に関する追加規約、本データ管理者規約のその他の条項、および/または本契約のその他の部分に矛盾または不一致があった場合には、第4.2条（処理に関する制限）および第9.4条（データ処理者規約に対する影響のないこと）を条件として、次の優先順位が適用されます。

- (a) データ管理者SCCs（該当する場合）
- (b) 欧州以外のデータ保護法に関する追加規約（該当する場合）
- (c) 本データ管理者規約のその他の条項
- (d) 本契約のその他の部分

9.2 追加的な商業規定

本契約は、本データ管理者規約により修正されることを条件として、有効に存続します。第6.5条（Googleへの連絡）乃至第6.7条（終了時のデータ削除）および第7.2条（データ管理者SCCsが適用される場合の責任）は、データ管理者SCCsの第2条(a)（条項の効力及び不变性）で容認される、データ管理者SCCsに関連する追加的な商業規定となります。

9.3 データ管理者SCCsの変更のないこと

本契約（本データ管理者規約を含みます。）中のいかなる定めも、データ管理者SCCsを変更し、もしくはデータ管理者SCCsと矛盾すること、または欧州データ保護法に基づくデータ主体の基本的権利または自由を損なうことを意図していません。

9.4 データ処理者規約に対する影響のないこと

本データ管理者規約は、データ管理者サービス以外のサービスについてのデータ管理者とデータ処理者間、データ処理者間、またはデータ処理者とデータ管理者間の関係を反映するGoogleとお客様との間の別個の規約には影響を及ぼしません。

9.5 従前のイギリス SCCs (UK SCCs)

2022年9月21日、または本契約の効力発生日のどちらか遅い方の日付をもって、イギリスのGDPRについての移転に関するデータ管理者SCCsの補足条項が適用され、イギリスのGDPRおよび2018年データ保護法に基づき承認され、お客様とGoogleとの間で過去に締結された、いかなる標準的契約条項（以下、「従前のイギリス SCCs」といいます。）に置き換わり、当該条項を終了させるものとします。本第9.5条（従前のイギリス SCCs）は、従前のイギリス SCCsが効力を有していた間にこれに基づき発生した可能性のある、いずれの当事者の権利にも、いずれのデータ主体の権利にも影響を及ぼさないものとします。

10. 本データ管理者規約の変更

10.1 データ管理者サービスの範囲の変更

Google は、以下のいずれかの目的においてのみ、business.safety.google/adsservicesに記載される潜在的なデータ管理者サービスのリストを変更することができます。

- (a) サービスの名称変更を反映させるため、
- (b) 新たなサービスを追加するため、または
- (c) (i) 当該サービスを提供する全ての契約が終了している場合、(ii) Google がお客様の同意を得ている場合、もしくは(iii) 当該サービスまたは当該サービスの一定の機能がデータ処理者サービスにその分類が変更された場合に、サービス（またはサービスの機能）を削除するため。

10.2 データ管理者規約の変更

Google は、以下の場合、本データ管理者規約を変更することができます。

- (a) 第10.1条（データ管理者サービスの範囲の変更）に記載される変更である場合
- (b) 適用される法律または規制、裁判所命令、政府の監督者または官庁によって発されたガイダンスを遵守するために必要であるか、Google による代替移転ソリューションの採用を反映する場合
- (c) その他の方法で、(i) 当事者の、欧州データ保護法に基づくデータ管理者個人データの管理者としての分類を変更することを目的とせず、(ii) (x) 欧州以外のデータ保護法に関する追加規約において、欧州以外のデータ保護法に関する追加規約の範囲内のデータ、もしくは(y) 本データ管理者規約の他の規定については、データ管理者個人データを、使用もししくはその他の方法で処理する各当事者の権利について、その範囲の拡大や制限の撤廃を行わず、または(iii) お客様に重大な悪影響を及ぼさないとGoogle が合理的に判断した場合。

10.3 変更の通知

Google が第10.2条(b)に基づき本データ管理者規約を変更しようとする場合であって、かつ、当該変更がお客様に重大な悪影響を及ぼすとGoogle が合理的に判断した場合、Google は、当該変更の効力が生じる少なくとも30日前までに（または、適用法令、裁判所命令、もしくは政府の規制当局や機関が発するガイダンスに従うために必要となるそれより短い期間中に）、お客様に通知するよう商業上合理的な努力を払います。お客様が当該変更が不服である場合には、お客様は、Google による当該変更の通知を受けてから90日以内にGoogle への書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができます。

別紙 1: 欧州以外のデータ保護法に関する追加規約

以下の欧州以外のデータ保護法に関する追加規約は、本データ管理者規約を補足するものです。

- 米国のプライバシーに関する州法の管理者付加条項 (business.safety.google/adsccontrollerterms/usaprivacy/、日付: 2023年1月1日)
- LGPDデータ管理者付加条項 (LGPD Controller Addendum to the Google Ads Controller-Controller Data Protection Terms) (business.safety.google/adsccontrollerterms/lgpd/) (2020年8月16日付)

2023年1月1日

旧バージョン

- [2022年9月21日](#)
- [2021年9月7日](#)
- [2020年8月16日](#)
- [2020年8月12日](#)
- [2020年1月1日](#)
- [2019年10月31日](#)
- [2017年10月12日](#)

本規約の上記日本語訳は参考訳です。日本語と英語（原文）の間に齟齬が生じた場合には、いかなる場合においても原文が優先します。